

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 115 号 文化振興課	松江市八雲かやぶき交流館設置及び 管理に関する条例の一部改正につい て	松江市八雲かやぶき交流館の利用者に、適正かつ 応分の負担を求めるため、利用料金基準額を改定 するもの。 料金改定案件

備 考		
改正内容		
松江市八雲かやぶき交流館の利用料金基準額を次のとおり増額するもの。		
施設	改正後	改正前
	基準額（1 部屋 1 時間当たり）	基準額（1 部屋 1 時間当たり）
松江市八雲かやぶき交流館	870 円	670 円
施行期日		
令和 7 年 4 月 1 日		